

新市建設計画（第二回変更）【概要書】

1 計画変更の趣旨

新市建設計画は、市町村の合併時に将来ビジョンを示すなど新市のマスタープランの役割を果たすものです。

本市では、平成17年3月に新市建設計画（平成17年度～平成27年度）を策定後、平成24年「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度に計画の事業進捗状況、財政計画の更新、計画期間の10年間延長（平成17年度～令和7年度）を実施いたしました。

その後平成30年の法改正により、特定被災市町村である本市は、最大で令和12年度までの計画期間とすることが可能となっております。

新市建設計画で定めた基本理念や目指すべき将来像を引き継ぎ、市の総合的な指針である総合計画を定め、現在の第2次総合計画にいたるまで、基本的にその方針等を踏まえながら、様々な取り組みを展開しています。

人口減少などを背景とした社会経済の変化や東日本大震災などの未曾有の経験、様々な変化や課題への対策を講じている一方、現計画に定めた施設の老朽化や教育施設の改修、情報教育の充実などの教育振興といった課題への財源確保も含めた適切な対応が必要となっております。

本市では計画に基づき、これらの課題へ対応していくため、合併特例債の活用を視野に入れた計画期間の延長を含む変更を行うものです。

今回の新市建設計画（第二回変更）素案では、計画期間の延長、進捗状況の反映、統計データの更新および財政計画の見直しを基本とし、計画の基本理念や将来像は、現行の総合計画に引き継いでいることから、計画構成や事業の大幅な変更は行わないこととしております。

2 計画の変更点

（1）計画期間の変更

将来像実現に向けて、現在予定されている事業を着実に推進し、新たな行政需要や課題にも的確に対応できるよう、法で定める最長期間の令和12年度まで延長するものです。

（変更前） 平成17年度～令和7年度

（変更後） 平成17年度～令和12年度

（2）計画内容の変更

新市建設計画内容の変更については、法令・制度等の変更、事業進捗状況の反映、統計データ更新、文言整理など必要最小限のものとします。

（3）財政計画の変更

財政計画の変更については、策定時における推計値を実績値に置き換えるとともに、建設計画全体を財政的に裏付ける必要があることから、延長する期間にあわせたものとします。また、将来にわたり財政基盤を確立させるため、直近の社会情勢や財政状況の変化を踏まえるとともに、中長期的な視点に立ったものとします。